(様式第2号)医第号令和年月日

様

石川県知事

石川県食材料費高騰対策支援事業費補助金交付決定及び額の確定通知書

令和〇年〇月〇日付けで申請のあった標記補助金については、石川県補助金交付規則(昭和34年石川県規則第29号)第5条第1項の規定及び石川県食材料費高騰対策支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により下記のとおり交付することを決定し、あわせてその額を確定したので通知します。

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業等は、令和〇年〇月〇日付けで申請のあった事業 等とし、その内容は、当該申請書に記載されたとおりとします。
- 2 補助金の確定額は次のとおりとします。

金 円

- 3 補助金の交付を受けた者は、次の条件に従わなければならない。
- (1) 交付決定の取消し等があった場合において都道府県知事が指示したときは、その指示するところにより補助金の全部又は一部を返納すること。
- (2) 補助金に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。